

生命傷害共済

病気死亡も保障

業務中・業務外を問わず24時間保障
年齢・職種に関わらず一律の掛金

地震・津波も対象

地震・津波・噴火に起因する事故による
死亡（後遺障害）・入院・通院も保障

共済金は1日目から

入院・通院共済金は1日目からお支払い

| 共済掛金と保障内容 | 契約コース | 共済掛金 | | 死亡・高度障害共済金 | | | 後遺障害共済金 | 傷害手術共済金 | 傷害入院共済金 (日額) | 傷害通院共済金 (日額) |
|-----------|-------------|-------------|------------|--------------|-------------|--------------|----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| | | 年額掛金 | 月額掛金 | 交通傷害 災害死亡 | 傷害死亡 | 生命死亡 (病気) | | | | |
| | 1,000 万円 | 81,000 円 | 6,750 円 | 3,000 万円 | 2,000 万円 | 1,000 万円 | 3,000~80 万円 | 10倍 または 5倍 | 6,000 円 | 3,000 円 |
| | 500 万円 | 42,360 円 | 3,530 円 | 1,500 万円 | 1,000 万円 | 500 万円 | 1,500~40 万円 | | 5,400 円 | |
| | 400 万円 | 34,800 円 | 2,900 円 | 1,200 万円 | 800 万円 | 400 万円 | 1,200~32 万円 | | 4,500 円 | 1,500 円 |
| | 300 万円 | 27,240 円 | 2,270 円 | 900 万円 | 600 万円 | 300 万円 | 900~24 万円 | | 3,600 円 | |
| | 200 万円 | 18,960 円 | 1,580 円 | 600 万円 | 400 万円 | 200 万円 | 600~16 万円 | | 2,800 円 | 1,200 円 |

■ 100万円コースは、200万円コースの全て半額となります。

ご加入の範囲

満6歳以上満70歳未満

健康で正常に就業または日常生活を営んでいる方

※ 申込時に簡単な告知が必要となります。

共済期間

共済契約の申込日の翌月1日午前0時から1年間で毎年自動的に更新されます。ただし、共済契約申込書に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

傷害入院共済金・傷害通院共済金の支払い限度

事故が発生した日からその日を含めて**365日**限度

ご加入の限度

※年齢により次の共済金額（ご契約額）までご加入できます。

| | |
|--------------|-------------------------------|
| 満60歳未満 | 1,000 万円 |
| 満60歳以上満65歳未満 | 新規 300 万円 ・ 継続 1,000 万円 |
| 満65歳以上満70歳未満 | 新規 300 万円 ・ 継続 500 万円 |

共済金の種類

| | |
|--------------------|--|
| 生命死亡（高度障害）共済金 | 共済期間内の 疾病 または傷害により死亡または高度障害状態となったときにお支払いいたします。 |
| 傷害死亡（高度障害）共済金 | 共済期間内の傷害により、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡または高度障害となったときにお支払いいたします。 |
| 交通傷害・災害死亡（高度障害）共済金 | 共済期間内の「交通傷害・災害傷害」により、事故の日から180日以内に死亡または高度障害状態となったときにお支払いいたします。※「交通傷害・災害傷害」については、裏面をご覧ください。 |
| 傷害後遺障害共済金 | 共済期間内の傷害により、事故の日から180日以内に別表で定める後遺障害となったとき、それぞれの支払割合によりお支払いいたします。 |
| 傷害入院共済金・傷害通院共済金 | 共済期間内の傷害により、事故の日から90日以内に医師の治療を受けた場合、入院日および実通院日に対してお支払いいたします。 |
| 傷害手術共済金 | 共済期間内に傷害を被り、傷害の治療を目的として手術を受けた場合にお支払いいたします。 ■ 入院による手術・・・傷害入院日額の10倍 ■ 外来による手術・・・傷害入院日額の5倍 |

「傷害・交通傷害災害」、「傷害」の用語の定義および「共済金をお支払いできない主な場合」は、裏面の傷害共済プランと同じです。

傷害共済

24時間保障

業務中・業務外を問わず24時間保障
年齢・職種に関わらず一律の掛金

地震・津波も対象

地震・津波・噴火に起因する事故による
死亡（後遺障害）・入院・通院も保障

共済金は1日目から

入院・通院共済金は1日目からお支払い

| 共済掛金と保障内容 | 契約コース | 共済掛金 | | 死亡・高度障害共済金 | | 後遺障害共済金 | 傷害手術共済金 | 傷害入院共済金 (日額) | 傷害通院共済金 (日額) |
|-----------|-------|---------|--------|--------------|-------|------------|---|-----------------|-----------------|
| | | 年額掛金 | 月額掛金 | 交通傷害 災害死亡 | 傷害死亡 | | | | |
| | 500万円 | 13,800円 | 1,150円 | 1,000万円 | 500万円 | 1,000~20万円 | 傷害入院共済金日額の 10倍 または 5倍 — | 5,400円 | 1,500円 |
| | 400万円 | 12,000円 | 1,000円 | 800万円 | 400万円 | 800~16万円 | | 4,500円 | |
| | 300万円 | 10,200円 | 850円 | 600万円 | 300万円 | 600~12万円 | | 3,600円 | |
| | 200万円 | 7,200円 | 600円 | 400万円 | 200万円 | 400~8万円 | | 2,800円 | |

- 300万円コースに限り、被共済者が100名以上の契約者については、共済掛金が約1割引となります。
- 100万円コースは、200万円コースの全て半額となります。

ご加入者の範囲

満6歳以上満80歳未満

健康で正常に就業または日常生活を営んでいる方

共済期間

共済契約の申込日の翌月1日午前0時から1年間で毎年自動的に更新されます。ただし、共済契約申込書に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

傷害入院共済金・傷害通院共済金の支払い限度

事故が発生した日からその日を含め**365日**限度

共済責任の開始時期

初年度契約の場合は、共済掛金を払い込んだ日の翌日の午前0時となります。ただし、口座振替の場合は、共済期間の初日の午前0時となります。

「共済金の種類」については、裏面をご参照ください。

交通傷害・災害傷害とは

- 運行中の交通乗用具に搭乗していない被共済者が、運行中の交通乗用具との衝突・接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故によって被った傷害
- 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被共済者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内にいる被共済者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- 道路通行中の被共済者が、次のア. からエ. までに掲げる事故のいずれかによって被った傷害
 - ア. 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下
 - イ. 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - ウ. 火災または破裂・爆発
 - エ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等
- 建物の外壁の崩落または建物の火災。ただし、崩落または火災の発生時に、被共済者が、その建物内にいた場合にすぎず
- 風災、雹災または雪災によって被った傷害
- 落雷によって被った傷害
- 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって被った傷害

傷害とは

外来の急激、かつ、偶然な事故により身体に被害を受けた場合をいい、いわゆる「けが」のことをいいます。

共済金をお支払いしない主な場合

- 共済契約者、被共済者、共済金受取人の故意または重大な過失
- 闘争行為、犯罪行為、刑の執行
- 自殺行為
(ただし、生命傷害共済については、加入後1年超の場合はお支払いいたします。)
- 無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの
- 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- 上記以外にもお支払いできない場合があります。詳しくは当組合または代理所におたずねください。

- 職種によってはご契約の制限またはお引き受けできない場合がございますので、代理所または当組合までご照会ください。
- 個人情報取扱について…ご加入に際してご提出いただく個人情報は法令を遵守しその安全管理に努めます。
- このパンフレットは、共済制度の概要を説明したものです。詳しくは「生命傷害共済普通共済約款」・「重要事項説明書」をご覧ください。
- 共済のご加入に際し、県内で事業を実施されている方は、1口200円の出資にて組合へのご加入をお願いします。

— 県共済 —

愛媛県火災共済協同組合

〒790-0001 松山市一番町4丁目1番2 (自治会館2階)

089-945-1313



県共済ホームページ

<https://ehime-kyosai.or.jp>

えひめの中小企業を補償でサポート

取扱代理所

202109222000